



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*32 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課) ..... 2

### ○ 告示

672 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ..... 2

673 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課) ..... 2

674 " ( " ) ..... 3

675 クリーニング所の業務従事者講習の指定 ( " ) ..... 3

676 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 3

677 " ( " ) ..... 4

678 " ( " ) ..... 4

679 " ( " ) ..... 4

680 指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " ) ..... 4

681 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) ..... 5

682 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 7

683 " ( " ) ..... 7

684 保安林の指定の解除 ( " ) ..... 8

685 " ( " ) ..... 8

686 保安林の指定 ( " ) ..... 8

687 " ( " ) ..... 8

688 " ( " ) ..... 9

689 " ( " ) ..... 9

690 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 10

691 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 10

692 道路の供用開始 ( " ) ..... 10

693 " ( " ) ..... 11

694 道路の指定 (建築住宅課) ..... 11

### ○ 選挙管理委員会告示

66 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 15

67 資金管理団体の届出事項の異動の届出 ..... 16

68 資金管理団体の指定の取消しの届出等 ..... 16

69 政治団体の解散の届出 ..... 16

70 政治団体の設立の届出 ..... 17

71 資金管理団体の届出 ..... 18

### ○ 監査公表

監査公表第21号 ..... 18

規 則

和歌山県規則第32号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（資金前渡） 第59条 略 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。 (1)～(25) 略 <u>(26) 東京事務所における即時に現金支払をしな</u> <u>なければならないタクシーの運賃及び料金 毎</u> <u>3月分以内の予定額</u></p>	<p>（資金前渡） 第59条 略 2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金（以下「常時の前渡資金」という。）に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。 (1)～(25) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第672号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 特約業者の氏名又は名称  
万呂石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
田辺市中万呂39-3
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
令和5年5月23日

和歌山県告示第673号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 主催者の名称及び住所  
(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
令和5年8月6日（日）	紀南文化会館（田辺市新屋敷町1）
令和6年2月18日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

**和歌山県告示第674号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第2型研修）を次のとおり指定した。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 研修受付期間 令和5年10月20日（金）から同年11月20日（月）まで
- (2) レポート提出締切年月日 令和5年12月22日（金）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

**和歌山県告示第675号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 令和5年6月20日（火）から同年7月20日（木）まで
- (2) レポート提出締切年月日 令和5年8月21日（月）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

**和歌山県告示第676号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3011500 356	就労継続支援B型事業所Win-Win	有田市糸我町西560番地1	就労継続支援B型	株式会社わかば	有田市糸我町中番386番地10	令和5.5.31
----------------	--------------------	---------------	----------	---------	-----------------	----------

## 和歌山県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200 113	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	田辺市鮎川583番地の9	重度訪問介護	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号	令和5.6.1

## 和歌山県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200 147	田辺市社会福祉協議会龍神事業所	田辺市龍神村柳瀬1134番地	重度訪問介護	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号	令和5.6.1

## 和歌山県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200 170	田辺市社会福祉協議会本宮事業所	田辺市本宮町本宮921番地の2	重度訪問介護	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号	令和5.6.1

## 和歌山県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3011500 372	就労継続支援B 型事業所あおば	有田市糸我町西 560番地1	就労継続支援 B型	特定なし	社会福祉法人 おもと会	有田郡有田川町 大字長谷川321 番地1	令和 5.6.1
----------------	--------------------	-------------------	--------------	------	----------------	----------------------------	-------------

**和歌山県告示第681号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

**1 試験実施職種**

別表に掲げる全ての免許職種

**2 試験科目**

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

**3 試験日時及び場所**

- (1) 日時 令和5年9月24日（日）午後3時から
- (2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ2階 多目的室  
和歌山市北出島一丁目5番47号  
電話番号 073-425-3335

**4 受験資格**

- (1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

（イ）職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

- (2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

**5 受験の手続**

- (1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類（運転免許証の写し等）

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）

オ 63円郵便切手 1枚（受験票の所定の欄に貼付）

カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等）

キ 4（1）イに該当することを証する書面の写し

- (2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

- (3) 書類の提出期間

令和5年7月31日（月）から同年8月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和5年8月18日（金）までの消印があるものを有効とする。）

## (4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）  
和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

## (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

## 7 合格発表

令和5年10月12日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

## 8 その他

- (1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

## 別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科

航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

## 和歌山県告示第682号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字大谷1186の12、1186の13、1187の3、1187の4、1188の2、1189の16、1189の17、1189の18・1189の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字鍛冶ケ野897の13
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第683号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町二色字炭床78の2・78の3・78の5から78の7まで・79の2・80から83まで・83の1・字牛市688・689・689の1・690の1・690の2・692・92の2から692の5まで（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第684号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字不動ノ尾608の2、608の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第685号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字下ノ前327の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第686号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字不動ノ尾605の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第687号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字柳垣内569
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法



ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字西原字小畑148の1、155、字大熊388、390の1、391、392

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字西原字小畑148の1（次の図に示す部分に限る。）、字大熊388・391（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷1004（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第690号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字八町坂620番1地先から同町大字細川字辻ノ下29番5地先まで	旧	11.19 } 39.71	462.65	
同上	新	13.76 } 53.71	442.60	

### 和歌山県告示第692号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字八町坂620番1地先から同町大字細川字辻ノ下29番5地先まで

供用開始の期日 令和5年6月2日

**和歌山県告示第693号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 泉佐野打田線

供用開始の区間 紀の川市打田字福垣内759番1地先から同市打田字小門590番1地先まで

供用開始の期日 令和5年6月2日

**和歌山県告示第694号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

なお、指定道路に関する図面及び調書は、有田振興局建設部に備え付けて縦覧に供する。

令和5年6月2日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定年月日

令和5年6月1日

2 指定幅員

4.00m

3 指定した道路の指定番号、延長及び位置

指定番号	延長 (メートル)	位置 起点
		位置 終点
有町-0001	237.66	大字奥字巡り田119-2の内、字畑垣内976-2の内
		大字奥字久保田155-2の内、156-1の先
有町-0002	144.97	大字植野字北田58-7の先、字北谷439の先
		大字植野字大家412-2の先、字内垣内92-2の先
有町-0003	99.59	大字植野字大家411-7の内、411-1の先
		大字植野字大家404の先、403-1の先
有町-0004	227.79	大字植野字森本146-2の内、字ひしけ291-1の先
		大字植野字森本105-3の内、105-1の先
有町-0005	251.97	大字植野字森本107-5の内、108-1の先
		大字植野字ひしけ265-3の内、265-1の先

有町-0006	122.00	大字植野字ひしけ256-1の先、278-1の先 ----- 大字植野字ひしけ261-1の先、263-1の先
有町-0007	147.50	大字植野字山本原246-1の先、字ひしけ248-4の先 ----- 大字植野字山本原237-3の先、字ひしけ254-3の先
有町-0008	107.74	大字奥字中垣内1014-2の内、1014-1の先 ----- 大字奥字中垣内1017-4の内、1017-2の先
有町-0009	599.13	大字奥字中垣内1048-1の内、1040-2の内 ----- 大字奥字清水谷1115-2の内、1115-1の先
有町-0010	364.45	大字奥字巡り田100-2の内、大字植野字ひしけ261-2の内 ----- 大字奥字蔵垣内42-4の内、82-1の先
有町-0011	200.52	大字奥字孫四郎832-2の内、850-1の先 ----- 大字奥字石ノ谷829-1の先、828-5の先
有町-0012	328.60	大字奥字北垣内1396-2の内、1395-7の先 ----- 大字奥字森垣内1294-2の内、1293-5の先
有町-0013	188.92	大字奥字森垣内1292-2の内、1293-1の先 ----- 大字奥字森垣内1284の先、字北奥1250-1の先
有町-0014	264.86	大字奥字森垣内1307-4の先、1317-1の先 ----- 大字奥字森垣内1303-2の先、字中垣内1026-1の先
有町-0015	300.44	大字奥字畑垣内979-3の内、974-2の先 ----- 大字奥字北奥1245の先、字中垣内1021-3の先
有町-0016	288.65	大字奥字津弥谷960-4の先、大字奥字畑垣内974-2の先 ----- 大字奥字清水谷1065-2の先、字畑垣内982の先
有町-0017	104.67	大字奥字北奥1247-3の内、1246の先 ----- 大字奥字北奥1240-2の先、1238の先
有町-0018	251.97	大字奥字孫四郎869-5の内、869-2の先 ----- 大字奥字津弥谷890-3の内、890-1の先
有町-0019	322.18	大字奥字久保田150の先、154-1の先 ----- 大字奥字宮ノ西226-2の内、225-1の先
有町-0020	122.43	大字熊井字前芝361の先、字音部456-5の先 ----- 大字熊井字音部432-2の内、439-1の先
有町-0021	81.75	大字熊井字東谷130-1の先、166-1の先 ----- 大字熊井字東谷138-2の先、161の先
有町-0022	208.03	大字熊井字前坪253-2の内、252-6の内 ----- 大字熊井字河内見上98-2の内、99-1の先
有町-0023	74.38	大字徳田字切山1469-1の先、字替地1409-1の先 ----- 大字徳田字切山1477-1の先、1480-1の先
有町-0024	636.31	大字徳田字切山1463-3の内、1476-1の先 ----- 大字徳田字笹尾1548-3の内、1552-1の先

有町-0025	307.81	大字徳田字権ノ木1604-142の内、1584-2の内 大字徳田字後別當1654の先、字権ノ木1607-1の先
有町-0026	96.16	大字徳田字切山1481-2の内、1476-1の先 大字垣倉字赤木530-2の内、530-3の先
有町-0027	293.37	大字垣倉字畑垣内405の内、404-1の先 大字垣倉字畑垣内418-2の先、416-2の先
有町-0028	407.15	大字土生字池下ノ段371-3の内、大字水尻字辻は田1081-15の先 大字土生字池下ノ段371-20の内、371-12の先
有町-0029	716.43	大字西丹生岡字高堰360-2の内、362-3の先 大字西丹生岡字五保尾283-3の先、289-4の先
有町-0030	674.34	大字奥字清水谷1062-2の内、1063の先 大字奥字石ノ谷817-2の先、819-2の先
有町-0031	43.11	大字熊井字出合767-3の内、772-2の内 大字熊井字出合771の内、767-2の内
有町-0032	408.59	大字奥字宮ノ西187-2の内、193-1の先 大字奥字孫四郎845-2の内、850-1の先
有町-0033	250.94	大字熊井字岡本305-4の内、304-1の先 大字熊井字羽座287-3の内、287-1の先
有町-0034	109.57	大字熊井字奥芝188-9の内、188-1の先 大字熊井字奥芝218-2の内、218-6の先
有町-0035	244.62	大字西丹生岡字土性谷71-8の先、113-1の先 大字西丹生岡字土性谷106の内
有町-0036	27.95	大字熊井字奥芝188-6の内、188-7の先 大字熊井字奥芝188-6の内、188-8の先
有町-0037	197.84	大字熊井字河内伊丹281-3の内、281-4の内 大字熊井字河内見上99-3の内、99-1の先
有町-0038	59.74	大字奥字北奥1240-2の先、1238の先 大字奥字清水谷1075の先、1079の先
有町-0039	182.56	大字熊井字東谷162-2の内 大字熊井字東谷151-3の内、150-4の先
有町-0040	165.98	大字熊井字河内見上98-3の内、98-1の先 大字熊井字笠松41-6の内、41-1の先
有町-0041	171.07	大字熊井字笠松16-4の内、13-1の先 大字熊井字見上61-1の内
有町-0042	62.38	大字奥字森垣内1333-1の先、1294-2の先 大字奥字森垣内1332-3の内、1332-2の先
有町-0043	15.30	大字奥字畑垣内1001-4の先、1001-10の先 大字奥字畑垣内1002-7の内、1003-3の先

有町-0044	64.52	大字奥字津弥谷957-6の内、957-5の内 大字奥字津弥谷948-5の内、948-4の内
有町-0045	11.95	大字植野字上通327-1の内、327-3の先 大字植野字上通327-1の内、327-3の先
有町-0046	79.74	大字植野字上通323-2の内、325-1の先 大字植野字上通317-2の内、327-1の内
有町-0047	102.99	大字植野字大家389-4の内、389-1の先 大字植野字大家401の内、399の先
有町-0048	81.66	大字植野字大家414-2の先、字北谷435-1の先 大字植野字北谷415-2の先、427の先
有町-0049	91.89	大字奥字押田490-1の内、490-7の先 大字奥字押田490-1の内、490-16の先
有町-0050	254.59	大字奥字宮前571-2の内、573の先 大字奥字幸明608-4の内、607-4の内
有町-0051	51.21	大字植野字ひしけ268-6の内、268-3の内 大字植野字ひしけ268-4の内、268-1の先
有町-0052	207.38	大字奥字巡り田88-6の先、119-3の先 大字奥字巡り田109-2の先、字久保田179-1の先
有町-0053	42.25	大字奥字宮ノ西187-1の先、字宮前555-1の先 大字奥字宮ノ西194-4の先、字宮前553-4の先
有町-0054	20.85	大字奥字久保田171-2の内、147の先 大字奥字久保田146-1の内、147の先
有町-0055	57.86	大字奥字蔵垣内6-4の内、4-3の内 大字奥字蔵垣内7-8の内、7-6の先
有町-0056	42.45	大字植野字上通325-3の内、327-3の先 大字植野字上通336-4の内、336-3の先
有町-0057	86.80	大字奥字蔵垣内38-6の内、38-7の内 大字奥字森垣内1322-1の先、字蔵垣内24-1の先
有町-0058	145.02	大字奥字津弥谷956-5の内、956-4の先 大字奥字津弥谷944-2の内、944-3の内
有町-0059	151.78	大字奥字畑垣内975-3の内、975-1の先 大字奥字畑垣内981-2の内、983-1の内
有町-0060	298.09	大字植野字上通338-4の内、大字奥字北垣内1396-1の先 大字植野字上通353-3の内、362-5の先
有町-0061	48.30	大字奥字津弥谷899-2の内、875-3の先 大字奥字津弥谷901-2の内、901の先
有町-0062	83.58	大字奥字畑垣内992-4の内、993-1の先 大字奥字畑垣内999-2の内、999-1の先

有町-0063	64.43	大字奥字津弥谷875-1の内、875-5の内 大字奥字孫四郎870-3の内、字津弥谷877-1の先
有町-0064	158.67	大字奥字津弥谷916-2の内、916-1の先 大字奥字孫四郎870-3の内、873の先
有町-0065	72.43	大字奥字中垣内1009-4の内、1019-1の先 大字奥字畑垣内996-2の内、995-4の先
有町-0066	69.68	大字奥字森垣内1341-5の内、1341-4の先 大字奥字森垣内1348-5の内、1348-4の先
有町-0067	38.63	大字奥字北奥1275-5の内、1275-3の先 大字奥字北奥1256の内、1256-2の内
有町-0068	400.24	大字奥字北奥1211-4の内、1188-1の先 大字奥字北奥1264-3の内、1264-4の先
有町-0069	132.12	大字庄字切山1027-3の内、1027-1の先 大字庄字切山1033の先
有町-0070	19.80	大字徳田字椎ノ木1576-3の内、1580の先 大字徳田字椎ノ木1576-3の内、1580の先
有町-0071	17.16	大字徳田字椎ノ木1553-6の先、1570の先 大字徳田字椎ノ木1553-6の先、1570の先
有町-0072	126.75	大字徳田字笹尾1543の先、字椎ノ木1559-1の先 大字徳田字笹尾1550-4の先、字椎ノ木1556の先
有町-0073	18.79	大字徳田字替地1377の内、1376-6の先 大字徳田字替地1377の内、1376-6の先
有町-0074	405.51	大字徳田字中山1002の先、字大野1003の先 大字徳田字伏鹿863-2の内、864-3の内

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

#### 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
公明党和歌山県本部	岩井弘次	代表者	岩井弘次	多田純一	令和 5.5.14
		会計責任者	小川浩樹	岩井弘次	令和 5.5.14
公明党和歌山第一総支部	中尾友紀	代表者	中尾友紀	岩井弘次	令和 5.5.14

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大石元則後援会	道阪耕一	主たる事務所の所在地	新宮市木ノ川539の2	新宮市蜂伏36	令和5.4.27
百村まさひろ後援会	松根伯安	主たる事務所の所在地	新宮市緑ヶ丘1-3-5	新宮市新宮390-1	令和5.5.10

## 和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岸本周平	周勝会	公職の種類	和歌山県知事	衆議院議員	令和4.11.27

## 和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
寒川篤	寒川篤後援会	令和5.4.30
多田純一	多田純一後援会	令和5.5.1
中拓哉	中拓哉の会	令和5.5.12

## 和歌山県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
仁坂吉伸那智勝浦後援会	堀順一郎	令和4.12.28



吉田靖広後援会	吉田靖広	令和 4.12.31
にさか吉伸御坊市後援会	上西一永	令和 4.12.31
西本和明後援会	金子正	令和 5.2.28
もりもと敏弘後援会	小川明男	令和 5.2.28
佐伯誠章後援会	佐伯誠章	令和 5.3.1
松浦けんじ後援会	松尾清孝	令和 5.3.29
平井としや後援会	木村三樹夫	令和 5.3.31
おかざきとしき後援会	岡崎俊樹	令和 5.4.24
寒川篤後援会	寒川篤	令和 5.4.30
多田純一後援会	多田純一	令和 5.5.1
こうの敬二後援会	山田三代士	令和 5.5.10
せとう幸生後援会	稲田維実	令和 5.5.10
橋爪美恵子後援会	川村重雄	令和 5.5.10
姫田高宏後援会	山塚侃児	令和 5.5.10
和歌まきこ後援会	池原庸夫	令和 5.5.10
中拓哉の会	中拓哉	令和 5.5.12

## 和歌山県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第二十支部	山本大地	打田正樹	和歌山市新在家78-31	令和 5.5.16

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
勝山のり子後援会	勝山則子	中岩健	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日2丁目53番地	令和 5.4.12
吾妻正崇後援会	亀井二三男	吾妻亜由美	東牟婁郡那智勝浦町字久井212-5	令和 5.5.1

**和歌山県選挙管理委員会告示第71号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
勝山則子	那智勝浦町議会議員	勝山のり子後援会	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日2丁目53番地	令和 5.4.12

**監 査 公 表**

**和歌山県監査公表第21号**

令和5年2月22日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

**1 東牟婁振興局地域振興部**

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                      簡易公開調達によらない随意契約であるにもかかわらず、簡易公開調達を行ったものと誤認したことによるものであり、現在は、合議が漏れることのないよう、契約内容の確認の徹底を図る等、適正な処理に努めている。</p>

**2 東牟婁振興局健康福祉部**

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      (1) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。                       (2) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                      (1) 決裁権者は決裁時の押印を一件一件必ず確認した上で確実にを行うとともに、担当職員は決裁が下りた後の書類を必ず確認し、もし、決裁権者の押印が無い場合は、必ず理由を確認するよう、決裁権者及び全職員に周知徹底した。                      (2) 支出負担行為の決定に当たっては、会計関係諸規定において「支出負担行為等決裁・合議表」を十分に確認するよう、全職員に周知徹底した。</p>

**3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所**

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 郵便はがきの残高の記載が漏れていた。</p> <p>イ 4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。</p> <p>ウ 受払ごとの検印が行われていなかった。</p> <p>(2) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿について、次のとおり適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p> <p>ア 郵便切手類使用簿への記載を確実にし、複数職員で確認すること。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に則り、複数人で現物確認を行い、現物確認した者の印鑑を押印すること。</p> <p>ウ 和歌山県物品管理等事務規程に則り、郵便切手類の受払ごとに検印を行うこと。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき前渡資金出納簿を作成し、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p> <p>(3) 本事案を例に全職員に対し、職員等の旅費に関する規則（昭和41年10月15日規則第122号）等を十分に確認した上で旅行命令を行うよう、周知徹底した。また、過支給となっている当該旅費については、返還を行った。</p>

4 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>現金で手数料を収納した際には、現金収納システムによる処理を行った後出納簿を作成することとなっているにもかかわらず、今回、現金収納システムにより適切に処理を行ったが、現金出納簿の作成を失念していたものである。</p> <p>今後、このようなことのないよう、収納員、担当者に対し、適正な取扱いに努めることについて指導を行った。</p>

5 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 昨年度に引き続き、証紙徴収実績簿において、証紙の消印担当者でない職員が消印を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 砂利採取計画認可申請手数料に係る過貼付の証紙の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 過貼付等通知書により納入者に通知していなかった。</p> <p>イ 還付請求をしない旨の意思表示があったにもか</p>	<p>指摘事項</p> <p>過払の原因は、県による契約の解除漏れ、県発注工事における電気容量の変更申請手続漏れ及び道路を町へ移管する際の照明灯の電気契約引継ぎ漏れであり、これらの過払分については、返還請求に向けて電力会社及び町と協議を行っている。</p> <p>また、道路保全課により作成された「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に従って毎月の電気料金のチェックを行い、再発防止に努めているところである。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 昨年度に引き続き、証紙消印担当者でない者が消印を行っている書類が確認されたということを受止め、部内全職員に職場研修を実施して適正な事務処理について周知徹底し、再発防止を図っている。</p> <p>(2) 今回の注意を受け、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）及び和歌山県証紙取扱要領（昭和48年3月27日付け出第38号副知事等通知「和歌山県証紙取扱要領の制定について」別添）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、事務処理に際しては複</p>

<p>かわらず、申請書欄外にその旨が記載されていないかった。 ウ 過貼付等整理台帳が作成されていないかった。 (3) 管理事務所浴室修繕契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>数人でのチェックを徹底し、再発防止に努めている。 (3) 契約保証金免除に際しての過去2か年以内の複数の実績という要件を、過去2か年度以内の実績と誤認していたことによるものであり、和歌山県財務規則、契約保証金の取扱いについて（平成25年3月1日付け会第834号会計局会計課長通知）等の関係例規等に基づき、適正に事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底し、再発防止を図っている。</p>
--	---

6 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>指摘事項</b> 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>注意事項</b> (1) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 新宮港テント等設置業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。 (3) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>指摘事項</b> 工事の特記仕様書において、受注者が電力受給手続を行うものである旨を明記するとともに、供用開廃の審査表に電力契約等に係る諸手続に関するチェック項目を新たに設け、旧県道の市町への移管の際の確認漏れを防ぐようにしたほか、事務処理を適正かつ確実に進めるよう、職員の確認体制を徹底することとした。 その他、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき、適正な事務処理に努めている。</p> <p><b>注意事項</b> (1) 起案時に和歌山県使用料及び手数料条例に規定された算定額の根拠を明確に記載するとともに相互のチェック体制を強化し、再発防止に努めるよう、関係職員に周知徹底した。 料金の算定誤りについては、使用料の再算定額を相手方に通知し、差額の請求を受けた段階で過納分を還付した。 (2) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）、契約保証金の取扱いについて等関係例規等を十分確認した上で、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 事業活動を行うことにより発生したごみは、事業系ごみ（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）として法に基づいた処理を行う必要があることを関係職員に周知徹底し、令和4年度分については適正に処理を行った。</p>

7 県立なぎ看護学校

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b> (1) 役務費筆耕翻訳料の支出負担行為について、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。 (2) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b> (1) 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

需用費修繕料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。